報告

臨時代理議決報告書

令和元年６月13日

番号	件　　　　　名	臨時代理議決日	備　　考
1	令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について	令和元年６月７日	（第27号議案）
2	令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について	令和元年６月11日	（第28号議案）

臨時代理議決
令和元年６月７日

第27号議案

令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年６月13日

教育長　橋本　幸三

別　紙

令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年５月31日付け元財第64号で意見を求められました令和元年６月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1　京都府教育委員会手数料徴収条例一部改正の件
　異議ありません。

2　京都府立高等学校等設置条例一部改正の件
　異議ありません。

3　京都府立少年自然の家条例一部改正の件
　異議ありません。

4　京都府立郷土資料館条例一部改正の件
　異議ありません。

令和元年6月

京都府議会定例会議案

27-3

第40号議案　京都府立府民の森条例一部改正の件……125

第41号議案　京都府海岸等管理条例一部改正の件……127

第42号議案　京都府河川の占用等に関する条例一部改正の件……129

第43号議案　京都府屋外広告物条例一部改正の件……131

第44号議案　京都府立都市公園条例一部改正の件……133

第45号議案　京都府立府民スポーツ広場条例一部改正の件……139

第46号議案　浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正の件……141

第47号議案　建築基準法施行条例一部改正の件……143

第48号議案　京都府港湾区域等の占用等に関する条例一部改正の件……145

第49号議案　京都府教育委員会手数料徴収条例一部改正の件……147

第50号議案　京都府立高等学校等設置条例一部改正の件……149

第51号議案　京都府立少年自然の家条例一部改正の件……151

第52号議案　京都府立郷土資料館条例一部改正の件……153

第53号議案　京都府警察手数料徴収条例一部改正の件……155

第54号議案　京都府卸売市場条例廃止の件……157

第55号議案　東中央線街路工事委託契約変更の件……159

第56号議案　家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起の件……161

第57号議案　損害賠償請求事件に係る和解の件……163

第58号議案　京都府公立大学法人が徴収する料金の上限の変更の認可の件……165

第59号議案　京都地方税機構規約変更に関する協議の件……167

第４９号議案

京都府教育委員会手数料徴収条例一部改正の件

京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年６月１２日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府教育委員会手数料徴収条例（平成12年京都府条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「3,300円」を「3,360円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の京都府教育委員会手数料徴収条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る事務について適用する。

第５０号議案

京都府立高等学校等設置条例一部改正の件

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年６月１２日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

表高等学校の項中

「
京都府立宮津高等学校	宮津市字滝馬

」を削り、

「
京都府立海洋高等学校	宮津市字上司

」を

「
京都府立海洋高等学校	宮津市字上司
京都府立宮津天橋高等学校	宮津市字滝馬

」に改め、

「
京都府立加悦谷高等学校	与謝郡与謝野町字三河内

」を削り、

「
京都府立峰山高等学校	京丹後市峰山町古殿

」を

27-5

「

京都府立峰山高等学校	京丹後市峰山町古殿
京都府立丹後緑風高等学校	京丹後市網野町網野
京都府立清新高等学校	京丹後市弥栄町黒部

」に改め、

「

京都府立網野高等学校	京丹後市網野町網野

」及び

「

京都府立久美浜高等学校	京丹後市久美浜町橋爪

」を削る。

附　則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　表の改正規定中京都府立加悦谷高等学校に係る部分及び京都府立久美浜高等学校に係る部分　令和4年4月1日

(2)　表の改正規定中京都府立宮津高等学校に係る部分及び京都府立網野高等学校に係る部分　令和5年4月1日

第５１号議案

京都府立少年自然の家条例一部改正の件

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年６月１２日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例（昭和58年京都府条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「710円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「2,000円」を「2,040円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の京都府立少年自然の家条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

27-7

27-8

第52号議案

京都府立郷土資料館条例一部改正の件

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月12日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

京都府立郷土資料館条例（昭和57年京都府条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「15,700円」を「16,010円」に、「9,400円」を「9,580円」に改め、別表の3の表中「4,000円」を「4,080円」に、「2,100円」を「2,140円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2　この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立郷土資料館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

臨 時 代 理 議 決

令和元年６月11日

第28号議案

令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年６月13日

教育長　橋本　幸三

別　紙

令和元年６月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年６月11日付け元財第67号で意見を求められました令和元年６月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1　新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（電気設備工事）
異議ありません。

2　新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（機械設備工事）
異議ありません。

令和元年
6　月

京都府議会定例会議案（続き）

28-2

令和元年6月　京都府議会定例会議案（続き）目次

第60号議案　新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（電気設備工事）…… 1
第61号議案　新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（機械設備工事）…… 3
第62号議案　財産取得の件…… 5

28-3

第６０号議案

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（電気設備工事）の請負契約を次のとおり締結する。

令和元年６月１２日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

1	工事名	新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（電気設備工事）
2	契約金額	650,727,000円
3	契約の相手方	宇治市五ヶ庄戸ノ内21番地の８ 村井・京阪奈特定建設工事共同企業体 代表者　村井電気株式会社　代表取締役　村　井　十三雄
4	契約の方法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札
5	契約履行場所	綴喜郡井手町大字井手
6	契約期間	議会の議決を得た日から令和２年12月28日まで

28-5

第61号議案

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（機械設備工事）の請負契約を次のとおり締結する。

令和元年6月12日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

1 工事名　新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（機械設備工事）

2 契約金額　722,700,000円

3 契約の相手方　京都市右京区太秦和泉式部町12番地
扶桑管・春日特定建設工事共同企業体
代表者　扶桑管工業株式会社　代表取締役　川　瀬　貴　也

4 契約の方法　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札

5 契約履行場所　綴喜郡井手町大字井手

6 契約期間　議会の議決を得た日から令和2年12月28日まで